

部 局	豊中市監査委員事務局	補 職	局長 (次長級)	氏 名	監査委員事務局長
-----	------------	-----	----------	-----	----------

## 1. 課の使命

各部局に対して、法令の順守、業務の有効性・効率性の向上の観点から、財務事務をはじめとする事務の執行上の問題点を指摘し、改善を促す。このことを通じて、行政の信頼性の向上に寄与する。

## 2. 使命を遂行するための取り組み方針と、それに基づく取り組みの総括 方針 取り組みの総括

方針	取り組みの総括
<p>○日常において、関わりのある業務のみならず、社会の動きにもひろく目を向けながら、的確な監査を実施します。</p> <p>○各部局の業務遂行上の事務改善につながるよう、実効性のある監査を実施します。</p> <p>○書類の点検、照合はもとより、関係職員へのヒアリングなどあらゆる方向から問題にアプローチし、隠れているリスクの発見に努めます。</p>	<p>○社会情勢や各部局の動向のほか、毎月の出納検査時に、各部局の財務事務の問題点を抽出しておき、定期監査の着眼点、実施項目を設定して監査を行いました。</p> <p>○定期監査重点対象課において、新規・拡充事業や重点事業についての取り組み、進捗状況などについても監査を実施するなど、「経済性」「効率性」「有効性」の視点から監査を実施しました。</p> <p>○定期監査・行政監査においては、内部統制の重要性を指摘する監査を実施しました。加えて、前年度の行政監査の結果が有効に措置されるように、定期監査実施に併せて各部局の措置状況の確認を行いました。</p>

3. 当年度目標と目標設定に対する振り返り等

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
1	<p>定期監査（財務監査・行政監査）、工事監査の実施</p> <p>○財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、及びその他事務の執行について、適正かつ効率的に、また合理的に行われているかどうかを監査します。            ＊定期監査（財務監査・行政監査） 10月～3月            ＊工事監査 1月</p> <p>○監査結果を速やかに発信します。            ＊定期監査結果の公表 前年度1月～3月分を6月、本年度10月～12月分を2月            ＊工事監査結果の公表 3月</p> <p>○監査結果を各部局の事務改善につなげます。            ＊前年度監査結果に対する措置状況を定期監査で確認 10月～3月            ＊定期監査結果を全庁への発信 6月、2月            ＊各種職員研修等での活用 4月～</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策について            ＊継続しなければならない業務と、中止・延期できる業務を適時的確に判断し、災害時業務改善継続計画に基づき、市長部局と連絡・調整し、各部の応援を行います。            ＊監査委員協議会等の開催方法について一同に会さない手法を検討します。</p>	<p>○社会情勢や、各部局の動向をもとに、監査の着眼点監査項目の設定を行い、定期監査・行政監査・工事監査を10月～3月に実施し、10月～12月分の監査結果を3月に公表しホームページに掲載しました。（1月～3月分は6月に公表）</p> <p>○これまでの各監査結果の指摘事項に対し、各部局から改善等について措置状況の提出があった場合は、点検確認のうえ公表し、ホームページに掲載しました。</p> <p>○定期監査結果には、どの部局においても留意すべき指摘事項を「留意事項」としてまとめています。いずれも庁内における内部統制に資する指摘事項であることから、庁内情報システムを通じて全庁職員に確認を呼びかけました。</p> <p>○定期監査及び例月出納検査において監査委員による説明聴取を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWeb会議で実施しました。</p>	<p>○今後も、市民感覚に立った客観的な視点で監査を実施します。</p> <p>○各監査結果、指摘事項に対する措置報告は、ホームページを通じ、速やかに発信していきます。</p> <p>○令和3年度(2021年度)から地方自治法第150条に基づく内部統制制度が実施されることから、定期監査結果等における指摘を、内部統制の整備・運用に活かせるよう、令和4年度(2022年度)に監査委員が行う内部統制評価報告書(令和3年度(2021年度)分)の審査準備を行います。</p> <p>○監査委員による監査等の説明聴取については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点及び本庁舎以外の職員の移動効率等を考慮し、Web会議での実施を基本に行います。</p>
	<p><b>総合計画</b></p> <p>5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。</p>		
<p><b>基本政策</b></p> <p>0</p>			

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
2	<p>例月出納検査・決算審査の実施</p> <p>○会計管理者、病院事業管理者及び上下水道事業管理者の所管する会計について例月出納検査を実施し、現金の出納事務が正確に行われているか検査を行います。</p> <p>＊例月出納検査の実施 毎月25日頃に前月分を実施</p> <p>○会計管理者、病院事業管理者及び上下水道事業管理者の所管する会計について決算審査を実施し、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査を行います。</p> <p>＊決算審査の実施 6～8月</p>	<p>○毎月出納検査を実施し、出納事務が正確に行われていることを検査しました。検査の過程で指摘した事項について、その都度改善を確認しました。</p> <p>○会計管理者、病院事業管理者及び上下水道事業管理者の所管する会計について決算審査を実施し、決算の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査し、豊中市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、豊中市公営企業会計決算審査意見書を作成し、8月末に市長へ提出しました。</p>	<p>○1年間の出納事務の総括が決算審査につながることから、出納検査において指摘した事項について改善の確認を確実にを行います。</p>
	<p><b>総合計画</b></p> <p>5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。</p>		
	<p><b>基本政策</b></p> <p>0</p>		

No	当年度目標(当初設定)	実績	
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性
3	<p>事務職員のスキル向上</p> <p>○職員各自が監査技術の向上に努めるとともに、相互に研さんし、組織全体のレベルアップを図ります。 *全国・近畿・大阪府・北大阪の各都市監査委員会の研修会、中核市事務局連絡会、日本経営協会研修会等への参加 4月～</p>	<p>○全国・近畿・北大阪・大阪府などの各監査委員会による研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、北大阪事務職員研修会1件を除き、中止となりました。このため、事務職員の能力向上のためOJT及び情報共有に努めました。また、今年度も1件の住民監査請求があり、実践を踏むことで対応能力の向上につながりました。</p>	<p>○今後は、Web等による研修の参加に努めるとともに、局長会のネットワークを通じ近隣市との情報交換等により、組織全体のスキル向上に努めます。また、実践により蓄積した監査のノウハウを局内で共有することで各職員のスキル向上につなげます。</p>
	<b>総合計画</b>		
	5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。		
<b>基本政策</b>			
	0		

No	当年度目標(当初設定)	実績		
	取組み事項及びその内容・スケジュール	取組みを行った内容・成果	課題・今後の方向性	
4	<p>監査制度の充実強化</p> <p>○全庁において、内部統制制度が令和2年度（2020年度）から試行実施、令和3年度（2021年度）から本格実施されることに伴い、試行実施段階の本年度においては、内部統制に関する方針の策定、内部統制体制の整備、評価項目や方法の検討等に当たって、市長と監査委員による意見交換等を行うことにより、監査委員の視点を内部統制の整備及び運用につなげ、監査の指導的機能の充実を図ります。</p> <p>＊内部統制評価報告書に対する監査委員意見書（試行版）の作成 9月</p> <p>＊定期監査（財務監査）及び出納検査の実施方法の見直し 3月</p> <p>○地方自治法改正に伴いH30年（2018年）4月新設された監査専門委員制度について、監査の専門性を充実するため、その導入を検討します。</p> <p>＊監査専門委員制度導入の検討 4～12月</p>	<p>○内部統制制度の令和2年度（2021年度）試行実施において、監査委員に対し内部統制評価報告書の提出が無かったため、監査委員意見書（試行版）の作成作業は実施しませんでした。ただし、令和3年度（2022年度）から、内部統制制度が本格実施されることが市長において決定されたため、監査委員は、豊中市監査基準に関する規程等を令和3年（2021年）4月1日改正施行し、令和3年度（2021年度）内部統制評価報告書の審査が行えるよう、準備を行いました。</p>	<p>○内部統制制度については、今後、監査委員に対し、リスク評価シート等が提出されるため、これらを検証の上、定期監査等の監査の流れを見直します。</p> <p>○監査専門委員制度については、運用の方法等について情報収集等を行い導入の検討を引き続き行います。</p>	
	<b>総合計画</b>			
	5-2-①	公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。		
	<b>基本政策</b>			
0				

4. 中期目標(概ね今後4年間)

No	取組み事項及び取組みにあたっての課題・めざす成果など	スケジュール(工程)
1	<p><b>監査の質の向上</b></p> <p>○各年度の監査の実施にあたっては、過去の監査の指摘事項に対する措置状況を点検・確認するとともに、各部局の事務・事業の状況を点検・確認するとともに、その状況を評価しながら重点対象課、重点対象事項を設定するなど、P(監査計画策定)D(監査の実施)C(監査結果公表)A(各部局の措置報告の確認)を確実に実施し、各部局の事務改善につながる効果的な監査を継続して実施します。</p> <p>○内部統制制度が令和2年度(2020年度)から試行実施、令和3年度(2021年度)から本格実施されることを踏まえ、定期監査(財務監査)の実施方法を見直し、令和3年度(2021年度)から実施します。</p>	<p>毎年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 出納検査4月～3月</li> <li>* 決算審査6月～8月</li> <li>* 定期監査10月～3月</li> <li>* 行政監査1月～3月</li> <li>* 決算審査結果公表9月</li> <li>* 定期監査結果公表2月・6月</li> <li>* 行政監査結果公表6月</li> <li>* 監査に対する措置報告の確認 随時</li> <li>* 翌年度の年間監査計画策定3月</li> <li>* 定期監査(財務監査)及び出納検査の実施方法の見直し 令和2年度(2020年度)見直し検討 令和3年度(2021年度)実施</li> </ul>
<b>総合計画</b>		
5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。		
<b>基本政策</b>		
0		
2	<p><b>包括外部監査との連携による監査機能の充実</b></p> <p>○外部監査人による包括外部監査制度と監査委員による各々の監査の実施にあたっては、監査実施状況や内容について情報共有や連携を継続して実施し、それぞれが相乗効果を発揮することにより監査機能の充実を図ります。</p>	<p>毎年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 包括外部監査テーマの報告を受ける 6月</li> <li>* 情報共有及び監査協力 6月～12月</li> <li>* 包括外部監査結果の報告を受ける 2月</li> <li>* 包括外部監査結果に対する対象部局の措置報告 随時</li> </ul>
<b>総合計画</b>		
5-2-① 公正で効果的・効率的な市政運営を進めます。		
<b>基本政策</b>		
0		